

中泊町農業委員会会議録

令和4年6月10日

中泊町農業委員会

令和4年中泊町農業委員会6月定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月10日(金) 13時30分～

2. 開催場所 委員会室2

3. 出席委員(13人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者				
委 員	1番	外崎 満幸	2番	田中 満
	3番	三上 孝	4番	藤田 次男
	5番	青山 邦榮	6番	小野 美恵子
	7番	神 良一	8番	瓜田 益子
	9番	澤田 健吾	10番	大川 勝仁
	11番	葛西 誠	12番	坂本 朝彦

4. 欠席委員(2人)

委 員	13番	木村 巧	14番	松田 耕司
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第5号 農地所有適格法人の報告について

【議案】

議案第8号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第9号 農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第10号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

協議事項

1)業務予定

2)その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 今 芳 文

主 査 外 崎 健 太

主 査 小 寺 隆 斗

7. 会議の概要

事務局
(局長)

ただいまから、令和4年中泊町農業委員会6月定例総会を開会いたします。
本日の出席委員数は13名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、1番外崎委員、2番田中委員にお願いいたします。
なお、本日の会議の書記には事務局職員の外崎主査と小寺主査を指名いたします。以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第4号

事務局
(小寺)

1ページをお開きください。
報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。令和4年6月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。今月の合意解約は、2件ございました。
内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第4号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

◎報告第5号

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第5号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

事務局
(小寺)

6ページをお開きください。
報告第5号「農地所有適格法人の報告について」農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について、次のとおり報告する。令和4年6月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開きください。農地法第6条第1項において、「農地所有適格法人は毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされています。各法人の内容については、資料をご覧いただきたいと思います。以上で報告を終わります。

議 長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第5号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議 長
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第8号

議 長
(会長)

議案第8号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局
(小寺)

9ページをお開き下さい。議案第8号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和4年6月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議 長
(会長)

それでは、議案第8号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

外崎委員

議席1番、外崎です。それでは報告いたします。去る6月1日、私と事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が3件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議 長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局
(小寺)

次のページをお開きください。受付番号6番は、中里字亀山地内ほか4筆の田畑、面積は4,588㎡の親子間の贈与です。譲受人は、譲渡人同様に米とそ菜を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号7番は、宮野沢字袴腰山地内1筆の畑、面積は2,732㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号8番は、深郷田字早田地内1筆の田、面積は3,655㎡の親子間の贈与です。譲受人は、譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

以上、受付番号6番から8番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議 長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長
(会長)

異議がないようですので、議案第8号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第9号

議 長
(会長)

議案第9号「農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局
(外崎)

13ページをご覧ください。議案第9号「農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和4年6月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議 長
(会長)

それでは、議案第9号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

外崎委員

議席1番、外崎です。それでは報告いたします。去る6月1日、私と事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第4条申請は1件ございました。申請地は、豊岡字片岡地内の1筆の田であります。面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。以上で報告を終わります。

議 長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局
(外崎)

14ページをお開き下さい。それではご説明いたします。

受付番号2番は、豊岡字片岡地内の1筆の田で、面積は381㎡、転用目的は、昭和58年に農舎を建設しており、このたび転用許可を得ずに行った違反転用と知り、始末書を添付して申請があったものです。申請地は、中泊町役場から南西へ約2,000mの距離にあり、住宅及び農地が混在する集落内に位置します。周辺農地への支障につきましては、北側は自己の畑、南・東側が水路、西側が宅地であることから問題ないものと思われます。許可基準に定める農地区分としては、その他の2種農地に該当。運用通知としましては、その他の2種農地「第2の1の(1)の力の(ア)」を適用しております。以上です。

議 長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議 長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第9号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長
(会長)

異議がないようですので、議案第9号は原案のとおり決定いたします。

議 長
(会長)

次に、議案第10号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局
(外崎)

20ページをお開き下さい。議案第10号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和4年6月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。令和4年6月7日付け中農政第71号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

事 務 局
(外崎)

22ページをご覧ください。申請内容は、所有権移転が5件です。内訳は、公益社団法人あおもり農業支援センターの売渡が5件となっています。

受付番号10番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、田茂木字若宮ほか19筆の農地、地目は田、面積は11291.01㎡です。売買価格は338万8千円です。対価の支払い期限は令和4年6月23日を予定しております。

受付番号11番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、田茂木字若宮の農地5筆、地目は田、面積は8,779㎡です。売買価格は260万9千円です。対価の支払い期限は令和4年6月23日を予定しております。

受付番号12番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、宮川字種取の農地1筆、地目は田、面積は3,082㎡です。売買価格は107万8千円です。対価の支払い期限は令和4年6月23日を予定しております。

受付番号13番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、高根字小金石の農地1筆、地目は田、面積は4,997㎡です。売買価格は120万円です。対価の支払い期限は令和4年6月30日を予定しております。

受付番号14番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、豊岡字三笠の農地1筆、地目は田、面積は2,303㎡です。売買価格は69万円です。対価の支払い期限は令和4年6月23日を予定しております。所有権移転は以上です。

事務局
(小寺)

36ページをご覧ください。

今月の利用権設定は、受付番号46番から49番の4件で、合計面積は24,470㎡です。内訳は、再設定が4件となっております。

受付番号46から49番は、賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものですので、詳しくは資料をご覧ください。

39ページをご覧下さい。

今月の農地中間管理機構を通しての利用権設定は受付番号22-3番から4番の2件で、内訳は、使用貸借が2件です。

受付番号機構22-3番は新規の設定で、設定する農地は薄市字花持地内3筆の田、面積は14,734㎡の使用貸借です。期間は10年で、土地改良費は、借主負担、賃借料は使用貸借のため、ありません。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号機構22-4番は新規の設定で、設定する農地は中里字宝森地内10筆の田、面積は5,529㎡の使用貸借です。期間は10年で、土地改良費は、地主負担。賃借料は使用貸借のため、ありません。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。以上です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第10号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第10号は原案のとおり決定いたします。

事務局
(外崎)

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議長
(会長)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、これをもって、令和4年中泊町農業委員会6月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年6月10日

農業委員会
会長

松坂 龍美

署名委員

外崎 満幸

署名委員

田中 満